

幼稚園教諭免許状取得の特例制度（附則第18項）による必要書類等について

1 必要単位

免許状の種類		一種	二種
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法	2	2
道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	1	1
	幼児理解の理解及び方法		
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）※	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
合計		8	8

（※）日本国憲法（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるようにすること。

2 必要な実務経験

次の学校・施設での良好な成績での通算3年以上（勤務時間合計が4320時間以上）の実務経験に限る。

- ①幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）での専ら幼児の保育に従事する職員としての実務経験
- ②次の施設等で保育士としての実務経験
 - (1)認可保育所 (2)認定こども園 (3)公立の認可外保育施設 (4)幼稚園併設型認可外保育施設
 - (5)へき地保育所 (6)認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たすもの）
 - (7)*「地域型保育事業」として認可された小規模保育事業の施設（A型及びB型に限る。）
 - (8)*「地域型保育事業」として認可された事業所内保育事業の施設（利用定員が6名以上に限る。）

*印の施設は平成27年4月1日以降から適用。

3 必要申請書類

★印の書類はホームページからダウンロードできます。申請は窓口受付のみです

※「原本」と「写し」と記載されているものは、原本とそのコピーしたものの両方をお持ちください。

	書類名	備考
1	教育職員検定願 ★	
2	一種の場合：大学の卒業証明書 二種の場合：短期大学又は高等学校の卒業証明書	6か月以内のもの ※「卒業証書」は不可。 ※専門学校・各種学校の卒業証明書は不可。
3	申請日時点での現職保育士等：人物・身体検定に関する証明書 ★ 申請日時点での現職以外：身体に関する証明書 ★	3か月以内のもの
4	実務に関する証明書 ★	3か月以内のもの
5	認可外保育施設が交付されている「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の写しに、当該認可外保育施設の設置者が原本証明したもの	「認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設」において勤務した期間がある方のみ
6	学力に関する証明書〔請求先：単位を修得した大学〕	6か月以内のもの
7	保育士証の「原本」と「写し」	
8	所持する全ての教員免許状の「原本」と「写し」 ※紛失している場合は授与証明書の原本	すでに教員免許状をお持ちの方のみ
9	戸籍抄本又は戸籍謄本〔請求先：本籍地所在の市町村役所〕 戸籍抄本・謄本等は、2～8までの書類に記載されている氏名・本籍地都道府県名の戸籍から、現在の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものがが必要です。	6か月以内のもの 申請時の氏名・本籍地と、各提出書類に記載されている氏名・本籍地が異なる場合のみ。
10	郵便切手 460円	免許状送付用
11	手数料 5,600円（免許状1件につき） ※キャッシュレスの詳細については、大阪府/教員免許状HP 教員免許状関係手続内にある「参考リンク」の「(会計局HP)大阪府庁(本庁)の手数料納付窓口について」をご覧ください。	申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス※(クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済)の支払方法により納付していただきます。

4. 注意

- ・本特例は、令和7年(2025年)3月31日までの期間に限り、申請ができます。
- ・教員免許は更新制が導入されています。ご自身の教員免許の修了確認期限・有効期間を正確に把握していただくため、申請時点ですでに、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の教員免許を授与されている方は、必ず原本とコピーをご持参ください。紛失している場合は授与証明書の原本を提出してください。
- ・本特例を使って取得した教員免許を、更新制の手続きを行わず有効期間の満了の日を過ぎてしまった等により失効してしまった場合、令和7年(2025年)4月以降は同じ規定で再申請できません。教員免許の効力を継続させるためには、有効期間満了の日（修了確認期限）の2年2か月前から2か月前までに、確実に更新等の手続を行ってください。